

【表紙】

【発行登録番号】 6 - 関東 1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 7月25日

【会社名】 ソフトバンク株式会社

【英訳名】 SoftBank Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号

【電話番号】 03-6889-2000(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理本部 本部長 小野口 亘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号

【電話番号】 03-6889-2000(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理本部 本部長 小野口 亘

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(2024年 8月 2日)から 2年を経過する日(2026年 8月 1日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 200,000,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
ソフトバンク株式会社第2回社債型種類株式 (以下「第2回社債型種類株式」といいます。)	未定 (注)2	株主の権利内容において普通株式と異なる種類株式 単元株式数 100株 第2回社債型種類株式に係るその他の内容につきましては、後記「摘要(第2回社債型種類株式の内容)」をご参照ください。

- (注) 1 2023年6月20日開催の当社定時株主総会における承認により、定款に第1回社債型種類株式ないし第5回社債型種類株式(以下個別に又は総称して「社債型種類株式」といいます。)に関する定めが新設されたことを受け、当社は、第1回社債型種類株式を2023年11月1日に発行いたしました。第2回以降の社債型種類株式の発行については、市場環境等を勘案しつつ、当社の資本政策に照らして、取締役会の決議により決定する予定ですが(かかる決議を以下「発行決議」といいます。)、本発行登録書提出日(2024年7月25日)現在、第2回社債型種類株式の発行について決定しているものではありません。当社が第2回社債型種類株式の発行を決定する場合、配当年率を除く第2回社債型種類株式の内容並びに発行数及び発行価格を含む募集事項は、発行決議により決定し、配当年率は、発行決議の後に、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定されるブックビルディング方式と同様の方式により、配当年率に係る仮条件を提示して、当該仮条件による需要状況を勘案した上で決定します(かかる配当年率の決定日を以下「条件決定日」といいます。)。なお、当該仮条件は、当社が受領する第2回社債型種類株式の公正価値に関する評価報告書及び当社と同程度の信用格付を取得している事業会社が発行している劣後特約付社債の市場価格等を総合的に踏まえて決定します。
- 2 定款において、第2回社債型種類株式の発行数の上限は30,000,000株とされておりますが、具体的な発行数は未定であり、発行決議により決定する予定です。
- 3 上記の通り、当社は普通株式及び社債型種類株式の異なる種類の株式について定款に定めています。普通株式は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。普通株式及び社債型種類株式の単元株式数はいずれも100株ですが、社債型種類株式には株主総会における議決権が付されておられません。これは、社債型種類株式について、既存の普通株主の利益を可能な限り損なわないよう、株主総会における議決権がなく普通株式への転換権もない設計としたことによるものですが、かかる差異に鑑みて、社債型種類株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先する内容としております。

#### 摘要(第2回社債型種類株式の内容)

第2回社債型種類株式の内容は以下の通りであります。

##### イ 優先配当金

- (1) 当社は、3月31日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回社債型種類株式を有する株主(以下「第2回社債型種類株主」といいます。 )又は第2回社債型種類株式の登録株式質権者(以下第2回社債型種類株主と併せて「第2回社債型種類株主等」と総称します。 )に対し、当社普通株式(以下「普通株式」といいます。 )を有する株主(以下「普通株主」といいます。 )及び普通株式の登録株式質権者(以下普通株主と併せて「普通株主等」と総称します。 )に先立ち、以下に記載する額の金銭(以下「第2回社債型種類株式優先配当金」といいます。 )を支払います。但し、当該配当の基準日の属する事業年度に第2回社債型種類株式優先期中配当金(下記口に定義します。 )を支払ったときは、その合計額を控除した額とします。

1株につき、その1株当たりの発行価格として定める金額(以下「発行価格」といいます。 )相当額に、条件決定日において上記(注)1記載のブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率(10パーセントを上限とします。以下「配当年率」といい、当該配当年率は以下の通りとします。 )を乗じて算出した額

第2回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの配当年率は、発行決議により定める固定の基準金利に、上記(注)1記載のブックビルディング方式と同様の方式により決定される当初のスプレッド(以下「当初スプレッド」といいます。)を加えた率( )とします。

発行日から5年が経過する日の属する事業年度末の翌日以降、発行日から10年が経過する日の属する事業年度までの配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッドを加えた率とします。

発行日から10年が経過する日の属する事業年度末の翌日以降、発行日から25年が経過する日の属する事業年度までの配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッド及び0.25パーセントを加えた率とします。

発行日から25年が経過する日の属する事業年度末の翌日以降の配当年率は、発行決議により定める変動の基準金利に当初スプレッド及び1パーセントを加えた率とします。

本発行登録書提出日(2024年7月25日)における市場環境等を前提として、上記における配当年率は2パーセント以上4パーセント以下を想定しています。

- (2) ある事業年度に属する日を基準日として、第2回社債型種類株主等に対して行う第2回社債型種類株式1株当たりの金銭による剰余金の配当の額が当該事業年度に係る第2回社債型種類株式優先配当金の額に達しないときは、その不足額について、上記(注)1記載のブックビルディング方式と同様の方式により決定される配当年率を基準として発行決議により定める算定方法による単利計算により翌事業年度以降に累積します(以下累積した不足額を「第2回社債型種類株式累積未払配当金」といいます。)。第2回社債型種類株式累積未払配当金については、第2回社債型種類株式優先配当金及び第2回社債型種類株式優先期中配当金の配当に先立ち、第2回社債型種類株式1株につき第2回社債型種類株式累積未払配当金の額に達するまで、第2回社債型種類株主等に対し、金銭による剰余金の配当を行います。
- (3) 第2回社債型種類株主等に対しては、第2回社債型種類株式優先配当金の額及び第2回社債型種類株式累積未払配当金の額の合計額を超えて剰余金の配当を行いません。

#### ロ 優先期中配当金

当社は、3月31日以外の日を基準日(以下「期中配当基準日」といいます。)として剰余金の配当を行うときは、当該配当の期中配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、第2回社債型種類株式1株につき、第2回社債型種類株式優先配当金の額の2分の1の額の金銭(但し、第2回社債型種類株式の発行日の属する事業年度において期中配当基準日を基準日として剰余金の配当を行うときは、払込期日(同日を含みます。)から期中配当基準日(同日を含みます。)までの期間の日数に応じて合理的に調整した額の金銭)(以下「第2回社債型種類株式優先期中配当金」といいます。)を支払います。但し、ある事業年度に期中配当基準日が属する第2回社債型種類株式優先期中配当金の合計額は、当該事業年度にその配当の基準日が属する第2回社債型種類株式優先配当金の額を超えないものとします。

#### ハ 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、第2回社債型種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、以下に記載する額の金銭を支払います。

1株につき、発行価格相当額に、第2回社債型種類株式累積未払配当金の額及び残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日から当該分配が行われる日までの期間に係る第2回社債型種類株式優先配当金相当額を加えた額として、発行決議により定める算定方法により算出される額

(2) 第2回社債型種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配を行いません。

#### ニ 優先順位

当社の第1回社債型種類株式ないし第5回社債型種類株式の社債型種類株式優先配当金、社債型種類株式優先期中配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とします。

#### ホ 議決権

第2回社債型種類株主は、すべての事項につき株主総会において議決権を行使することができません。

#### ハ 種類株主総会の決議

- (1) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行います。
- (2) 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。
- (3) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第2回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。
- (4) 当社の種類株主総会は、場所の定めのない種類株主総会とすることができます。
- (5) 当社が以下に掲げる行為をする場合において、第2回社債型種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当社の株主総会決議又は取締役会決議に加え、第2回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じません。但し、当該種類株主総会において議決権を行使することができる第2回社債型種類株主が存しない場合は、この限りではありません。
  - a. 当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(当社の単独による株式移転を除きます。)
  - b. 当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求に係る当社の取締役会による承認

#### ト 会社による金銭対価の取得条項

- (1) 当社は、第2回社債型種類株式について、払込期日(発行日)(同日を含みます。)から5年を経過した日が到来した場合等、発行決議により定める事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合は、第2回社債型種類株式の全部又は一部を取得することができます。この場合、当社は、第2回社債型種類株式を取得すると引換えに、第2回社債型種類株主に対し、第2回社債型種類株式1株につき、発行価格を踏まえて発行決議により定める額の金銭を交付します。但し、当社は、取得日又は当該取得に係る振替取得日(以下に定義します。)のいずれかが4月1日から6月30日までのいずれかの日となる取得を行うことができません。

「振替取得日」とは、本トに記載する金銭対価の取得に基づく振替の申請により当社の振替先口座における保有欄に取得に係る第2回社債型種類株式の数の増加の記載若しくは記録がなされる日又は当該取得に基づく全部抹消の通知により第2回社債型種類株式についての記載若しくは記録の抹消がなされる日をいいます。
- (2) 上記(1)に基づき、第2回社債型種類株式の一部を取得するときは、取締役会が定める合理的な方法によって、第2回社債型種類株主から取得すべき第2回社債型種類株式を決定します。

#### チ 株式の併合又は分割等

- (1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第2回社債型種類株式について株式の併合又は分割を行いません。
- (2) 当社は、第2回社債型種類株主に対し、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行いません。
- (3) 当社は、第2回社債型種類株主に対し、募集株式の割当て又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えません。
- (4) 当社は、株式移転(当社の単独による株式移転に限ります。)をするときは、第2回社債型種類株主等に第2回社債型種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する当社の第2回社債型種類株式と同種の株式を、同一の持分割合で交付します。この場合における第2回社債型種類株式優先配当金及び第2回社債型種類株式累積未払配当金の調整については、発行決議により定める方法によります。

#### リ 自己の第2回社債型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によって特定の第2回社債型種類株主との合意により当該第2回社債型種類株主の有する第2回社債型種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定し、会社法第157条第1項各号に掲げる事項を当該第2回社債型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとします。

#### ヌ 上場

第2回社債型種類株式は、株式会社東京証券取引所プライム市場への上場申請を予定しています。

## 2 【株式募集の方法及び条件】

### (1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	未定	未定	未定
計(総発行株式)	未定	未定	未定

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。  
 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。  
 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)	未定 (注)	100株	未定	1株につき発行価格 と同一の金額	未定

- (注) 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。

## 3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	未定 (注)	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価格と同額を払い込むことといたします。 3 引受手数料は発行決議において決定されます。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	-	未定	-

- (注) 引受株式数(新規発行株式の発行数)は、発行決議において決定されます。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

未定

### (2) 【手取金の使途】

通信・IT技術の高度化や次世代社会インフラ及び生成AIに関連した成長投資の資金に充当する予定ですが、詳細については発行決議時に決定します。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

## 第2回社債型種類株式を発行することの必要性及び相当性について

当社は、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、創業以来一貫して、情報革命を通じ人類と社会へ貢献すべく事業を推進してきました。通信事業の持続的な成長を図りながら、通信キャリアの枠を超え、情報・テクノロジー領域のさまざまな分野で積極的に事業を展開する成長戦略「Beyond Carrier」を掲げ、企業価値の最大化に取り組んでいます。

2023年5月10日には、当社が「デジタル化社会の発展に不可欠な次世代社会インフラを提供する企業になる」ことを長期ビジョンとして提唱し、2023年度から2025年度までの3年間でその実現に向けた事業基盤の再構築を目指す中期経営計画を発表しました。当社は、今後AIを活用した次世代デジタルサービスが日常に溶け込み、人々の生活がより便利で豊かなものになると確信しており、その実現を目指しています。一方で、AIの活用にあたっては膨大なデータ処理と電力需要が想定されることから、次世代社会インフラには、持続可能な社会の実現との両立が可能な構造が求められます。したがって、今後当社は、通信・IT技術の高度化に加えて、次世代社会インフラの構築に向け、AIのデータ処理や電力消費などを地理的に分散化・平準化できる「分散型AIデータセンター」、その分散型AIデータセンターを仮想的に一つのシステムであるかのように見なす「超分散コンピューティング基盤(xIPF: cross Integrated PlatForm)」、生成AI(文章、画像、プログラムコードなどの様々なコンテンツを生成することのできる人工知能)を用いたサービスの実現、再生可能エネルギーの開発・調達などに中長期的に取り組んでいきます。

2018年12月の上場以降、当社は成長戦略「Beyond Carrier」に基づき、ヤフー(株)の子会社化、Zホールディングス(株)とLINE(株)の経営統合によるLINE(株)の子会社化(注)、キャッシュレス決済サービス「PayPay」の立ち上げなど、非通信領域に事業を拡大・成長させてきました。この間、高水準の株主還元を継続しつつ、これらの成長投資を自己資金と負債性の資金調達により賄ってきた結果、当社の連結総資産は15兆円超に拡大し、連結純有利子負債残高は4兆円超へと増加しました。

(注) 2023年10月1日付でZホールディングス(株)を存続会社とし、同社ならびにLINE(株)およびヤフー(株)を中心としたグループ内再編に関する手続きが完了しました。同日をもって、Zホールディングス(株)はLINEヤフー(株)に商号変更されました。

今後、通信・IT技術の高度化や次世代社会インフラに関連した成長投資を行いながら、成長投資と高水準の株主還元との両立を継続していくには、負債性のみならず資本性の資金調達を組み合わせることで資本の充実と財務基盤の強化を図ることが望ましいと考えています。

このような考えのもと、当社は、2023年6月20日開催の当社定時株主総会における承認により、定款に社債型種類株式を新設し、2023年11月には第1回社債型種類株式を発行しました。さらに、2023年来グローバルに著しい進化を遂げている生成AI関連分野に関する成長投資を継続するために、第1回社債型種類株式に続き第2回社債型種類株式を発行することの必要性及び相当性があると考えています。

当社としましては、社債型種類株式は、既存の普通株主の利益を可能な限り損なわず、自己資本の拡充を実現する調達手法として以下の特徴を有し、個人投資家を含めた幅広い投資家層のニーズに応えるものと考えています。

- ・ 株主総会における議決権がなく、普通株式への転換権がないため、議決権の希薄化が生じません。  
(保有割合にかかわらず株主総会における議決権や普通株式への転換権がないこと等から、買収防衛策に活用できる性質ではないと考えており、そのような想定もありません。)
- ・ 当初設定された優先配当金以上の配当が行われない「非参加型」の種類株式であり、優先配当金以上の配当に対する参加権は普通株主のみが有します。
- ・ 社債型種類株式を発行した際には自己資本が増加するものの、普通株式に係るROEやEPS等への影響は限定的です。
- ・ 社債型種類株式は非参加型の株式であり、資本コストは発行時に決定される配当率相当分であるため、普通株式の公募増資よりも資本コストは低いことが想定されます。(注)

(注) 上記「第1 募集要項 1 新規発行株式 摘要(第2回社債型種類株式の内容) イ 優先配当金(1)」に記載のとおり、第2回社債型種類株式の発行日の属する事業年度以降、発行日から5年が経過する日の属する事業年度までの配当率が2パーセント以上4パーセント以下で決定した場合

### 第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第38期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月21日関東財務局長に提出  
事業年度 第39期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月30日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第40期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2 【半期報告書】

事業年度 第39期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月14日までに関東財務局長に提出予定  
事業年度 第40期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日までに関東財務局長に提出予定

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(2024年7月25日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2024年6月24日に関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

該当事項はありません。

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録書提出日(2024年7月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日(2024年7月25日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ソフトバンク株式会社本店  
(東京都港区海岸一丁目7番1号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。